

第 6 3 号 議 案

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年敦賀市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 13 条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は</u> <u>、法第 34 条の 16 第 4 項において準</u> <u>用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の</u> <u>規定に基づき、児童対象性暴力等（学</u> <u>校設置者等及び民間教育保育等事業者</u> <u>による児童対象性暴力等の防止等のた</u> <u>めの措置に関する法律（令和 6 年法律</u> <u>第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児</u> <u>童対象性暴力等をいう。以下この条に</u> <u>おいて同じ。）を防止し、及び児童対</u> <u>象性暴力等が行われた場合に利用乳幼</u> <u>児を適切に保護するため、児童等対象</u> <u>業務従事者（利用乳幼児と接する業務</u> <u>に従事する者のうち、支配性、継続性</u> <u>及び閉鎖性のある環境の下で当該利用</u> <u>乳幼児に接するものをいう。）に係る</u> <u>犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規</u>	（虐待等の禁止） 第 13 条 （略）

<u>定する犯罪事実確認をいう。）その他</u> <u>の必要な措置を講じなければならない。</u> （衛生管理等） 第 1 4 条 （略）	（衛生管理等） 第 1 4 条 （略）
---	------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。